



平成 23 年 3 月 23 日

各 位

会社名：アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先：専務取締役 村田 省三
電話番号：072-870-0123

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に下記のとおり異動がありますので、お知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

平成 23 年 2 月 4 日、CT トータルトランスポート株式会社（以下「CT トータルトランスポート」といいます。）は、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において本公開買付けに賛同することを決議し、その旨を表明しました。

平成 23 年 2 月 7 日から同年 3 月 22 日までに実施された本公開買付けの結果、本日、CT トータルトランスポートから当社の普通株式 4,468,167 株（議決権数：44,681 個、総株主等の議決権に対する割合：42.59%）の応募があった旨の報告がありました。

この結果、CT トータルトランスポートは、平成 23 年 3 月 29 日（本公開買付けの決済開始日）付で、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主である筆頭株主でありました寺田千代乃氏は、本公開買付けの結果、同日付で当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、添付資料（CT トータルトランスポート公表「アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」）をご覧ください。

（注 1）CT トータルトランスポートは、その発行済株式の全て（6,100 株）を、当社の第一位株主である寺田千代乃氏（議決権数：22,470 個、総株主等の議決権に対する割合：21.42%）、当社の第二位株主である寺田寿男氏（議決権数：15,430 個、総株主等の議決権に対する割合：14.71%）、当社の第三位株主である寺田政登氏（議決権数：9,545 個、総株主等の議決権に対する割合：9.10%）及び当社の第四位株主である寺田秀樹氏（議決権数：8,955 個、総株主等の議決権に対する割合：8.54%）（以下、これらの者を「創業家一族」といいます。）によって所有されております。また、CT トータルトランスポートは、創業家一族との間で、共同して当社の株券等を取得し、当社の株主としての議決権その他の権利を行使することについて合意をしております。そして、CT トータルトランスポートと創業家一族の議決権数の合計は、101,081 個（総株主等の議決権に対する割合 96.35%）となりますので、CT トータルトランスポートは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項、同条第 4 項第 2 号イに規定する当社の親会社に該当することになります。

（注 2）本書において、「総株主等の議決権に対する割合」とは、当社が平成 23 年 2 月 14 日に提出した第 35 期第 1 四半期報告書に記載された平成 23 年 2 月 14 日現在の発行済株式総数（10,891,000 株）から、当該四半期報告書に記載された当社が平成 22 年 12 月 31 日現在所有する自己株式数（400,275 株）を控除した株式数（10,490,725 株）に係る議決権の数 104,907 個に占める所有議決権数の割合をいいます。

2. 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	CTトータルトランスポート株式会社	
(2) 所 在 地	東京都中央区佃一丁目 11 番 7-3604 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 寺田 千代乃	
(4) 事 業 内 容	当社の株式を取得及び所有することを主たる事業の内容としております。	
(5) 資 本 金	305 百万円 (平成 23 年 3 月 23 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 9 月 29 日	
(7) 純 資 産	305,000 千円 (平成 23 年 3 月 23 日現在)	
(8) 総 資 産	305,000 千円 (平成 23 年 3 月 23 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (平成 23 年 2 月 4 日現在)	寺田 千代乃 50% 寺田 寿男 40% 寺田 政登 5% 寺田 秀樹 5%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社の代表取締役社長である寺田千代乃氏が当該株主の代表取締役を、当社の専務取締役である寺田政登氏及び当社の常務取締役である寺田秀樹氏が当該株主の取締役を兼任しております。また当社の元代表取締役会長寺田寿男氏が当該株主の取締役を務めております。
	取引関係	該当事項はありません。

3. 主要株主である筆頭株主でなくなるものの概要

(1) 氏 名	寺田 千代乃	
(2) 住 所	大阪市中央区	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資本関係	寺田千代乃氏は当社株式を 2,247,000 株所有しております。寺田千代乃氏の配偶者である寺田寿男氏は当社株式を 1,543,000 株所有しております。寺田千代乃氏の子である寺田政登氏及び寺田秀樹氏はそれぞれ当社株式を 954,500 株及び 895,500 株所有しています。
	人的関係	寺田千代乃氏は当社の代表取締役を、寺田政登氏は当社の専務取締役を、寺田秀樹氏は当社の常務取締役をそれぞれ務めております。
	取引関係	該当事項はありません。

4. 異動前後におけるCTトータルトランスポート及び寺田千代乃氏の所有する議決権の数及び所有割合

(1) CTトータルトランスポート

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	0 個 (0%)	56,400 個 (53.76%)	56,400 個 (53.76%)	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	44,681 個 (42.59%)	56,400 個 (53.76%)	101,081 個 (96.35%)	第 1 位

(注1)「議決権所有割合」は、当社が平成23年2月14日に提出した第35期第1四半期報告書に記載された平成23年2月14日現在の発行済株式総数(10,891,000株)から、当該四半期報告書に記載された当社が平成22年12月31日現在所有する自己株式数(400,275株)を控除した株式数(10,490,725株)に係る議決権の数104,907個を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3)上記の「異動前」及び「異動後」の「合算対象分」は、CTトータルトランスポートが共同して議決権を行使するものと合意している創業家一族の所有に係る当社株式の議決権の数の合計です。

(注4)上記の「大株主順位」は、合算対象分を含めない直接所有分の「総株主等の議決権の数に対する割合」を基準として順位をつけています。

(2) 寺田千代乃氏

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	22,470個 (21.42%)	33,930個 (32.34%)	56,400個 (53.76%)	第1位
異動後	主要株主	22,470個 (21.42%)	78,611個 (74.93%)	101,081個 (96.35%)	第2位

(注1)「議決権所有割合」は、当社が平成23年2月14日に提出した第35期第1四半期報告書に記載された平成23年2月14日現在の発行済株式総数(10,891,000株)から、当該四半期報告書に記載された当社が平成22年12月31日現在所有する自己株式数(400,275株)を控除した株式数(10,490,725株)に係る議決権の数104,907個を分母として計算しております。

(注2)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3)上記の「異動前」の「合算対象分」は、寺田千代乃氏の近親者である寺田寿男氏、寺田政登氏及び寺田秀樹氏が所有する当社株式に係る議決権の数の合計です。

(注4)上記の「異動後」の「合算対象分」は、寺田千代乃氏の近親者である寺田寿男氏、寺田政登氏及び寺田秀樹氏が所有する当社株式に係る議決権の数の合計に、創業家一族がその発行済株式総数の全部を所有するCTトータルトランスポートが所有する当社株式に係る議決権の数を加えたものです。

(注5)上記の「大株主順位」は、合算対象分を含めない直接所有分の「総株主等の議決権の数に対する割合」を基準として順位をつけています。

5. 異動予定日

平成23年3月29日(本公開買付けの決済開始日)

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、CTトータルトランスポートは、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

7. 今後の見通し

CTトータルトランスポートは、本公開買付けにおいて創業家一族の所有する当社普通株式5,640,000株を除く発行済株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を取得できなかったため、当社の平成23年2月4日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、CTトータルトランスポート及び創業家一族を除く当社の株主(当社を除きます。)に対して、以下の方法により、当社の株式の売却機会を提供しつつ、CTトータルトランスポート及び創業家一族が当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しているとのことです。

具体的には、CTトータルトランスポートは、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を、平成23年5月を目途として開催することを、当社に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認を頂き、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、CTトータルトランスポートは、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、CTトータルトランスポート及び創業家一族は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、CTトータルトランスポートは当社に対し、CTトータルトランスポート及び創業家一族のみが当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかったCTトータルトランスポート及び創業家一族以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

なお、CTトータルトランスポートは、原則として、平成23年8月末日を目途に、完全子会社化手続を完了させることを予定しています。

上記②乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後のCTトータルトランスポートの株式の所有状況及びCTトータルトランスポート以外の当社の株主による当社の株式の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかったCTトータルトランスポート及び創業家一族以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

CTトータルトランスポートは、上記各手続の実行後に、平成 23 年 9 月を目途として当社を存続会社とし、CTトータルトランスポートを消滅会社とする合併を行う予定です。

なお、本プレスリリースは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、当社株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、CTトータルトランスポートが上記の各手続を実行することとなった場合には、上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手続については、決定次第、速やかに公表いたします。

以上

添付資料

「アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 23 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 CTトータルトランスポート株式会社
代表者名 代表取締役 寺田 千代乃

アートコーポレーション株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

CTトータルトランスポート株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 2 月 4 日、アートコーポレーション株式会社（コード番号：9030、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 23 年 2 月 7 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 23 年 3 月 22 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

CTトータルトランスポート株式会社
東京都中央区佃一丁目 11 番 7-3604 号

(2) 対象者の名称

アートコーポレーション株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,850,725 株	2,910,435 株	-株

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数は、対象者が平成22年12月24日に提出した第34期有価証券報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（10,891,000株）から、同有価証券報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式数（400,275株）を控除した株式数（10,490,725株）になります。但し、公開買付者は、対象者の代表取締役社長を務める寺田千代乃氏、専務取締役を務める寺田政登氏、常務取締役を務める寺田秀樹氏、及び対象者の元代表取締役会長である寺田寿男氏（以下「創業家一族」と総称します。）との間で、対象者の第一位株主である寺田千代乃氏（所有株式数：2,247,000株、所有割合：21.42%）、対象者の第二位株主である寺田寿男氏（所有株式数：1,543,000株、所有割合：14.71%）、対象者の第三位株主である寺田政登氏（所有株式数：954,500株、所有割合：9.10%）、及び対象者の第四位株主である寺田秀樹氏（所有株式数：895,500株、所有割合：8.54%）が所有する対象者の株式の全て（合計5,640,000株（所有割合：53.76%）。以下「創業家一族所有株式」と総称します。）について、創業家一族が本公開買付けに応募しない旨の合意をしておりますので、上記「買付予定数」は、上記最大数から創業家一族所有株式の数（5,640,000株）を控除した数（4,850,725株）としております。なお、本注において「所有割合」とは、対象者が平成22年12月24日に提出した第34期有価証券報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数（10,891,000株）から、同有価証券報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式（400,275株）を除いた株式数（10,490,725株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。）。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 2 月 7 日（月曜日）から平成 23 年 3 月 22 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1,800 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,910,435 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（4,468,167 株）が買付予定数の下限（2,910,435 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 23 年 3 月 23 日に株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4,468,167 株	4,468,167 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	— 株	— 株
合 計	4,468,167 株	4,468,167 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	56,400 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.76%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	44,681 個	(買付け等後における株券等所有割合 42.59%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	56,400 個	(買付け等後における株券等所有割合 53.76%)
対象者の総株主等の議決権の数	104,897 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年2月14日に提出した第35期第1四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象となっていたため(但し、対象者の所有する自己株式を除きます。)、買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該四半期報告書に記載された平成23年2月14日現在の発行済株式総数(10,891,000株)から、当該四半期報告書に記載された対象者が平成22年12月31日現在所有する自己株式数(400,275株)を控除した株式数(10,490,725株)に係る議決権の数104,907個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年3月29日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び本公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場していますが、公開買付者は、公開買付者及び創業家一族が対象者の全株式を所有する手続を実施することを予定していますので、その場合には、東京証券取引所及び大阪証券取引所の規定に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

CTトータルトランスポート株式会社(東京都中央区佃一丁目11番7-3604号)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

以上